

受付 番号	種 目 番 号	連絡先	委託担当
			区政推進課 広報相談係 担当者名 今利 電 話 334-6221

設 計 書

- 1 委 託 名 保土ヶ谷区公式マスコット着ぐるみ製作委託
- 2 履 行 場 所 保土ヶ谷区総務部区政推進課
- 3 履行期間 期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
又は期限 期限 令和7年10月10日 まで
- 4 契約区分 確定契約 概算契約
- 5 その他特約事項 特になし
- 6 現 場 説 明 不要
 要 (月 日 時 分 場所)
- 7 委 託 概 要 別添仕様書のとおり

する (回以内)

しない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行 予定月	数 量	単 位	単 価	金 額

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を () で囲む。

委 託 代 金 額	_____
	¥
内 訳 業 務 価 格	_____
	¥
消費税及び地方消費税相当額	_____
	¥

内 訳 書

名 称	形状寸法等	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
保土ヶ谷区公式マスコット着ぐるみ製作委託						
1	製作業務	1	式			
合 計						
消費税及び地方消費税相当額						
委託金額						

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む

保土ヶ谷区公式マスコット 着ぐるみ製作委託

業 務 仕 様 書

横浜市保土ヶ谷区区政推進課

1 件名

保土ケ谷区公式マスコット着ぐるみ製作委託

2 本業務の概要

「保土ケ谷区公式マスコット」は、区制 100 周年を記念し制定するもので、今後長きにわたり使用するものである。

受託者は、区政推進課広報相談係(以下「広報担当」という)と調整を図りながら製作を進める。

製作にあたっては、親しみの感じられる風貌にする。

3 委託する製作物について

- (1) 外見：2.5 頭身から 3 頭身程度を想定
- (2) 内寸：アクター160cm 前後が入ることを前提に作製する

4 委託期間

令和 7 年 4 月 1 日～令和 7 年 10 月 10 日

5 委託内容

(1) 製作協議

製作開始前に設計図、キャラクタースケッチ、使用予定素材を用いて、保土ケ谷区役所区政推進課と受託者（製作会社）でデザインなどについて協議を行うこと

(2) 着ぐるみの作成

- ア マスコットのデザインは現状のままとし、改変を行わないこと
- イ 頭部は、ウレタンやFRP等を用いて再現性の高いものとする
- ウ 胴体部は、エアータ입を使用し、表面には頭部の素材と類似の生地を貼ること
- エ 軽く、丈夫な素材を使用すること
- オ 内部からの視界や、着ぐるみ内の温度管理等安全性を確保した上で、加工・装飾し、魅力的なものに作り上げていくこと
- カ 構造は、通気性を考慮したものとする
- キ 暑さ対策のため、冷却ベストを用意すること
- ク 着ぐるみの重心を考慮した上で、関節部分は柔軟で動きやすい設計とすること
- ケ 羽織は脱着可能なものとし、予備を 1 着用意すること
- コ 角笠部分は脱着可能なものとする
- サ 上記に記載のないものは、広報担当と協議の上決定する。広報担当から指定がある場合、受託者はその指示に従う。

(3) その他

- ア 収納用に布袋を用意すること
- イ 着用順等を記したマニュアルを作成すること

6 デザイン確認

確認は、最低 3 回行う。

7 納品場所

保土ヶ谷区区政推進課（区庁舎 2 階22番窓口）

8 成果物について

本契約に係る成果物に有する権利は、保土ヶ谷区（横浜市）に帰属する。

9 その他

この仕様書に定めのない事項については、横浜市委託契約約款の定めるところのほか、疑義が生じた場合は、広報担当と協議のうえ、その指示または承認を受ける。